

浄化槽管理者の義務等に係る資料（第2関係）

浄化槽管理者の義務について

浄化槽管理者とは「当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの」とされており、**各家庭では通常その世帯主が浄化槽管理者**ということになります。

浄化槽管理者には、浄化槽法第7条、第10条及び第11条の規定により、以下の義務が発生しますので、よく御確認いただき、浄化槽の適正な維持管理に努めていただきますようお願い申し上げます。

1 保守点検

浄化槽管理者は、以下の表に示す期間ごとに1回以上の保守点検を行わなければなりません。この時、浄化槽管理者が点検を委託するのであれば、県の登録を受けた保守点検業者に委託してください（登録業者でなければ業務を請け負うことができません）。登録を受けた保守点検業者の情報は、県一般廃棄物課のホームページより閲覧することができます。

保守点検では、浄化槽本体の機器の調整や薬剤の補充などを行います。

【保守点検の回数】

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月
活性汚泥方式		1週
回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(1に掲げるものを除く)	2週
	3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3月

2 清掃

浄化槽管理者は、毎年1回（全ばっ気型の浄化槽は、半年に1回以上）浄化槽の清掃を行わなければなりません。この時、浄化槽管理者が清掃を委託するのであれば、市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください（許可業者でなければ業務を請け負うことができません）。

清掃では、浄化槽内の汚泥を引き出し、装置の洗浄などを行います。

3 法定検査

指定検査機関（公益社団法人福島県浄化槽協会）が行う以下の水質検査を受けなければなりません。浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを検査するものであり、大変重要な検査です。

(1) 7条検査

浄化槽の使用開始後3～8ヶ月以内に行う「設置後等の水質検査」

(2) 11条検査

毎年1回行う「定期検査」